

初診・再診・時間外受診における選定療養費について Q & A

当院は地域医療支援病院として、国の推進する地域医療連携および医療機能の分化に努めております。受診される際は、かかりつけ医にて発行された紹介状をお持ち頂くようお願い申し上げます。

『紹介状をお持ちにならず当院を初診受診される場合』や、『(紹介状をお持ちでも)当院の医師が緊急性は無いと判断しているが、当日中の休日や時間外に患者自身の希望により初診受診される場合』においては、**初診選定療養費として7,700円(税込)**を保険外で実費徴収します。

また、『当院から他の医療機関への紹介状を申し出たにも関わらず、自らの希望で当院を継続受診する場合』には**受診の都度、再診選定療養費として3,300円(税込)**を保険外で実費徴収します。

更に**休日や時間外においては、休日・時間外選定療養費として、8,800円(税込)**を**(初・再診選定療養費が発生する場合はそれらに加えて)** 保険外で実費徴収いたしますので、ご了承ください。

Q なぜ選定療養費を徴収するのですか？

A

平成28年度(2016年度)から、紹介状を持たずに大病院(特定機能病院、500床以上の地域医療支援病院)を受診する際には、一定の負担(選定療養費)を患者に求めることが義務付けられました。さらに令和4年度(2022年度)からは、200床以上の地域医療支援病院ならびに紹介医療重点医療機関も対象施設となりました。

当院は200床以上の地域医療支援病院、ならびに紹介医療重点医療機関にあてはまります。そのため各種選定療養費を徴収しております。

Q 初診選定療養費を支払う対象はどのような人ですか？

A

他の医療機関からの紹介状を持たずに、初診で受診された患者さんにお支払いいただきます。

また令和5年10月からは診療報酬改定により、当院を継続受診していても、継続している受診科から、他の診療科への紹介手続きをされないで他の診療科を受診された場合にも、初診選定療養費をいただくこととされています。尚、当院の診療医師が他科受診を必要で無いと判断した場合は、他の診療科への紹介をいたしませんのでご承知おきください。

Q 初診とはこういったものを指しますか？

A

「初診」とは次のいずれかの場合をいいます。

- ①当院を始めて受診される場合
- ②以前当院を受診したことはあるが、既に治療が終了した後に再び来院した場合(担当医の指示による、当院での定期的なフォロー受診は除く)。
- ③前回受診時に、患者さんが任意に診療を中止し、6ヶ月以上経過してからあらめて受診する場合。

Q

選定療養費の対象外となる場合がありますか？

厚生労働省の定めを基準として、徴収対象外となるのは以下の場合です。

A

- ①かかりつけ医など他の医療機関からの紹介状をお持ちいただいた患者（当院の医師が緊急性は無いと判断しているが、当日中の休日や時間外に患者自身の希望により初診受診される場合を除く）。
- ②医師の指示によりフォロー受診されている（次回予約が入っている）患者
- ③当院の診療医師が必要と判断し、院内紹介により他科を受診される患者
- ④救急車で搬送された患者（平日、休日夜間は問わず）
- ⑤国の公費負担医療制度の受給対象者
- ⑥地方単独の公費負担医療の受給者（事業の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものに限る）
- ⑦特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ⑧外来受診からそのまま入院した患者
- ⑨災害により被害を受けた患者
- ⑩労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑪その他、当院が直接受診する必要性を認めた患者

Q

選定療養費の除外対象となる公費負担医療制度の受給対象者とは、具体的にどのようなものですか？また都県や市町村の乳幼児・子ども・高校生医療制度、ひとり親医療制度の場合も公費負担受給者として、選定療養費の支払いは不要ですか？

A

除外対象となる国、都道府県、市町村の公費負担医療とは具体的には次の様なものになります。生活保護法、特定医療費（指定難病）、更正医療、育成医療、精神通院医療、特定疾患、小児慢性特定疾患、原爆医療、福祉医療費 等

また、乳幼児・子ども・高校生医療、ひとり親医療については、特定の疾病に着目した公費制度ではないため、選定療養費の徴収対象外とする公費負担制度には該当しません。したがって、選定療養費をいただくことになります。

Q

休日や時間外の受診時も選定療養費はかかりますか？

A

はい。高度急性期医療を担う医療機関としての救急医療体制を確保するため、休日や時間外も対象となり、徴収対象外にあてはまる場合を除き、選定療養費をいただきます。ですので休日や時間外においては、初診・再診の選定療養費に加え、時間外選定療養費（8,800円）も徴収いたします。

Q

再診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

A

当院受診中の主治医から、他の医療機関への文書による紹介を行う申し出をしたにも関わらず、**患者さんが自らの希望で当院を継続受診する場合に、受診の都度**いただきます。但し、初診時選定療養費の徴収対象外とする要件と同様な要件に該当する患者さんからはいただきません

Q

他の医療機関への紹介状を作成されたら、もう災害医療センターは受診できないのですか

A

いいえ。あくまでも症状等が落ち着いた場合に、日常的な健康管理や健康相談を地域の医療機関に依頼するという趣旨ですので、今後受診ができない訳ではありません。地域の医療機関へ紹介状を作成させていただいた後については、普段はかかりつけの医療機関を受診していただき、症状が悪化した、検査が必要と判断された等の場合については、かかりつけ医からの紹介状をお持ちになって、ご来院ください。

Q

選定療養費に健康保険は使えますか？

A

いいえ。初診時選定療養費は保険適用外となるため、全額自費でのご負担となります。

Q

子ども・高齢者が受診する場合にも選定療養費はかかりますか？

A

はい。制度上年齢による区分はされていないため、子ども・高齢者であっても選定療養費徴収の対象となります。